

# 指定居宅介護支援事業所明光園運営規程

## (事業の目的)

第1条 社会福祉法人視覚障害者福祉会が開設する明光園指定居宅介護支援事業所（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員その他の従業者（以下「介護支援専門員等」という。）が要介護状態又は要支援状態にある高齢者（以下「要介護者等」という。）に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

## (運営の方針)

第2条 事業所の介護支援専門員は、事業の提供に当たり次の事項に努めるものとする。

- 一 介護支援専門員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援する。
- 二 要介護者等の置かれている環境等に応じて利用者の選択に基づき、公正中立な立場で、適切な保健医療及び福祉サービスが多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう努める。
- 三 事業の運営に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努める。

## (事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 指定居宅介護支援事業所 明光園
- 二 所在地 群馬県前橋市樋越町19-1

## (事業所の従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者（常勤兼務）1名  
管理者は、事業所の従業者の管理及び指定居宅介護支援の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
- 二 介護支援専門員  
介護支援専門員 1名以上（うち1名が管理者と兼務）  
介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たる。

三 介護支援専門員は、申請書の作成、居宅介護サービス計画の作成、その他の居宅介護支援業務の提供を行う。

(事業所の営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、祝祭日、創立記念日(6/15)、年末年始(12/29～1/3)を除く。また、緊急時等の場合は営業日以外でも相談業務を行う。
- 二 営業時 午前8時30分～午後5時30分までとする。
- 三 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定居宅介護支援の内容及び提供方法)

第6条 指定居宅介護支援の内容は、次のとおりとする。

- 一 居宅サービス計画の作成。
- 二 居宅サービス事業者等との連絡調整。
- 三 他の指定居宅介護支援事業者との連絡調整。
- 四 指定介護保険施設との連絡調整。
- 五 利用者に対する相談援助業務。
- 六 市町村からの委託の要介護認定調査。
- 七 その他の居宅介護支援業務。
- 八 使用する課題分析表は、ほのぼのNEXTを使用する。
- 九 利用者からの相談を受ける場所は、利用者の居宅若しくは利用者の指定する場所又は事業所内の相談室等とする。
- 十 サービス担当者会議の開催場所は、原則利用者の居宅で行い困難な場合は相談室等で行う。
- 十一 介護支援専門員は、原則として毎月利用者の居宅を訪問し、利用者の近況及び居宅サービス計画の実施状況を把握するとともに、利用者の相談に乗るものとする。もしくは、①利用者の同意を得る、②サービス担当者会議において、利用者の状態が安定していること、利用者がテレビ電話装置等を介して意思疎通ができること、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは収集できない情報について、他のサービス事業者との連携により情報を収集すること。③少なくとも2月に1回(介護予防支援の場合は6月に1回)は利用者宅を訪問する。以上の要件を設けた上で、テレビ電話装置等その他の情報通信機器を活用したモニタリングを行う。

(事故発生時の対応)

第7条 事業所は、利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。

- 二 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備する。
- 三 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策に従業者に周知徹底する体制を整備する。
- 四 事故発生防止のための委員会及び従業者に対する研修を実施する。
- 五 上記措置を適切に実施するための担当者を置き、担当者には必要な研修を受講させることとする。
- 六 事業所は、サービス提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。
- 七 事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

#### (衛生管理)

- 第8条 事業所は、事業所内及び利用者の居住地において感染症又は食中毒のまん延防止を図るため、必要な措置を講ずるための体制を整備する。
- 二 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
  - 三 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を6月に1回以上開催する。
  - 四 従業者に対する感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修・訓練（シミュレーション）を実施する。

#### (事業継続計画)

- 第9条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、サービス提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画（BCP）を策定し、計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 一 業務継続計画の策定、定期的な計画の見直し
  - 二 従業者への業務継続計画の周知
  - 三 研修・訓練（シミュレーション）の実施

#### (虐待への対応)

- 第10条 施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講ずるものとする。
- 二 虐待防止のための指針を整備する。
  - 三 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
  - 四 従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的実施する。

五 上記措置を適切に実施するための担当者を置き、担当者には必要な研修を受講させることとする。

(身体的拘束等の適正化)

第11条 事業所は利用者の尊厳と主体性を尊重しながら身体的拘束等の適正化のため、次の措置を講ずるものとする。

- 一 身体的拘束等の適正化について指針を整備する。
- 二 身体的拘束等の適正化について検討する委員会を3月に1回以上開催し、従業者に周知徹底を図る
- 三 従業者に対して、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(利用料等)

第12条 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスである時は、無料とする。

(通常の事業の実施地域)

第13条 通常の事業の実施地域は、群馬県内とする。

(緊急時等における対応方法)

第14条 介護支援専門員は、指定居宅介護支援を実施中に、事故が発生した場合は必要な措置を取る。また利用者の病状に急変その他緊急事態が生じた場合には、速やかに主治医等に連絡する。

(苦情を処理するために講ずる措置の概要)

第15条 管理者は、別に定める「利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要」に基づき利用者からの相談や苦情等があった場合は、迅速に対応する。

(非常災害対策)

第16条 管理者は、別に定める「消防計画」にもとづき、非常災害対策と要介護者等の安全確保に努める。また、前橋市地域防災計画への協力に努めることとする。

(暴力団の排除)

第17条 この規程の趣旨と内容は、前橋市暴力団排除条例に基づいて、市と介護保険事業所が協働して、暴力団排除の推進を図るものであり、事業所を開設

する法人の役員、事業所の管理者をはじめとする事業所の運営に従事する者は、暴力団、暴力団員又はこれらと密接な関係を有するものであってはならない。

(虐待防止に関する事項)

第18条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

二 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報する

(その他運営に関する重要事項)

第19条 介護支援専門員の質的向上を図るため定期的な研修の機会を設けるとともに、必要な業務態勢を整備する。

二 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を第三者に漏らしてはならない。

なお、従業者でなくなった後においても同様とする。

三 サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、予め文書により得ておくこととする。

四 利用者の求めに応じて、サービス提供記録を開示する。

五 前橋市条例に従い、完結する記録の保存は5年間とする。

六 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、社会福祉法人視覚障害者福祉会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は令和2年9月1日から施行する。

この規程の一部改正は、令和3年4月1日より施行する。

この規定の一部改正は、令和4年6月1日より施行する。

この規定の一部改正は、令和6年4月1日より施行する。